添付書類

(法律第54条第2項関係 フロン類回収業者 「欠格要件に該当しないことを宣誓する誓約書」)

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第2項の規定に基づき、同法第56条第1項第各号(下記「欠格要件」)に該当しないことを誓約します。

年 月 日

鹿児島市	片長	殿
	11 TX	MX

	 	所
E	氏	₽

フロン類回収業者登録申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項】

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始 の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 三 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 四 フロン類回収業者で法人であるものが第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、そ の処分のあった日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年 を経過しないもの
- 五 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 フロン類回収業者に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれか に該当するもの
- 七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの